



25 逗情公運発第 4 号  
2013 年（平成 25 年）12 月 24 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市情報公開運営審議会  
会 長 小 島 隆 雄



逗子市情報公開条例第 8 条の一部改正について（答申）

平成 25 年 11 月 22 日付けで諮問のありましたこのことにつきまして、逗子市  
情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、  
別紙のとおり答申いたします。

## 1 審議の結果

諮問の内容を適当と認め答申いたします。

### 記

逗子市情報公開条例は、「知る権利」を制度的に保障するものであり、何人にもその必要とする行政情報を入手するため、その公開を請求することを権利として認めると同時に、実施機関には当該情報の公開を義務付けることにより「開かれた市政」を実現しようとするもので、「公開を原則」としています。また、「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと。」とも明記しています。

今回の諮問の対象である本条例第8条は、「公開請求に係る情報が存在しているかどうかを答えるだけで、明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」とし、存否を明らかにできない情報の取扱いについて、例外規定として位置づけられているものです。

現在の条文では「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合に限り存否応答拒否することができる。」とされており、保護すべき個人の情報の範囲が非常に狭く限定された規定となっています。

しかし、個人情報保護の趣旨に鑑み、「明らかに特定個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合」以外であっても、適切に個人情報保護されるべきである。との改正の趣旨は適当と認めるものです。

ただし、今回の一部改正にあたり、「非公開情報のうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを公開することとなる」ときの適用に当たっては、その該当性、妥当性について個別具体的に十分に検討するとともに、「明らかに特定個人の個人情報事実上公開されると同様の意味合いになる場合に限り」適用されるべきで、その意味において「存否応答拒否」の条文が濫用されることのないよう厳密な判断がなされ、情報公開制度の趣旨が没却されることのないよう実施機関の慎重な対応を望むものです。

以上